

香美市告示第 156 号

公 示 送 達 書

下記の書類について、地方税法第 2 0 条の 2 及び香美市税条例第 1 8 条の規定により公示送達する。

当該書類は、香美市役所において保管し、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付する。

なお、当該書類を受領しない場合において、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

令和8年7月13日香美市長 依光 晃一郎

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	備考
督促状	間崎 次郎	令和8年度固定資産税第1期
督促状	間崎 次郎	令和8年度固定資産税第1期
督促状	間崎 次郎	令和6年度固定資産税第2期
督促状	間崎 次郎	令和4年度固定資産税第4期

送達する書類の保管場所：高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 税務課収納係：0887-53-1095